

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（299）」
2. 日時：平成29年8月25日 13時30分～16時30分
3. 場所：原子力規制庁 18階C会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、宮本管理官補佐、田尻安全審査官、津金安全審査官、
穂藤保安規定係長、土野技術参与

（火災対策室）

三浦室長、日野原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：坂井執行役員 発電管理室長代理 他11名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 副長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保修部 機械保修課担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力運営）

電源開発株式会社：設備技術室 施設・火災防護タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「8条 火災による損傷の防止」について、本日の提出資料及び第495回審査会合資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 二酸化炭素自動消火設備の作動ロジックについて、実態と合っていない記載があることから、適正化して提示すること。
 - 1時間耐火ラッピングの火災耐久試験の評価方法及び評価条件について、どのように建築基準法に基づく評価と同等以上であると説明する方針が明確にした上で、その妥当性の考え方を整理して提示すること。
 - ケーブル処理室における複合体や床下のケーブルのそれぞれの火災防護対策について、感知・消火と影響軽減のどちらに基づくものか分かるように再整理して提示すること。
 - ケーブル処理室と中央制御室間におけるケーブル電線管貫通部の火災防護対策について、整理して提示すること。
 - 3時間耐火ラッピングの対象が伝送器のみであれば、それを明示して提示すること。また、3時間耐火ラッピングの消火の考え方について整理して提示すること。

- 格納容器内の火災防護対策について、油内包機器である主蒸気内側隔離弁、原子炉再循環系流量制御弁及び原子炉再循環ポンプのそれぞれの対策を個別に整理して提示すること。また、電線管を用いた対策を明示して提示すること。
- 中央制御室が十分な排煙性能を持っていることを整理して提示すること。仮設備を用いるのであれば、その耐久性、保管場所等を整理して提示すること。
- ケーブル処理室の火災区域特性表について整理して提示すること。
- 1時間耐火障壁の仕様、設置の考え方について、想定する火災源も含めて整理して提示すること。
- 異区分の機器・設備が混在する区域における個別の具体的な対策を記載して提示すること。
- 異区分の区域に混在する機器を網羅的に整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（火災による損傷の防止について）
- ・ 東海第二発電所 火災による損傷防止（審査会合コメント回答）
- ・ 東海第二発電所 内部火災について
- ・ 東海第二発電所における内部火災影響評価について
- ・ 東海第二発電所における火災防護対象機器等の系統分離について
- ・ 東海第二発電所における「重要度分類審査指針」に基づく原子炉の安全停止に必要な機能及び系統の抽出について